

健発 0626 第 2 号
令和元年 6 月 26 日

各

都道府県
指定都市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病及び当該指定難病について法第7条第1項第1号に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（以下「重症度分類等」という。）については、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度」（平成26年厚生労働省令第393号）において定めており、当該告示で定める指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準（法第6条1項に規定する基準をいう。以下「診断基準」という。）及び重症度分類等の具体的な内容については、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）において示している。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第28号）による指定難病の追加に伴い、局長通知中、別添1の表の左欄に掲げる指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について、同表の右欄に掲げる別紙の診断基準及び重症度分類等に改正し、令和元年7月1日以降に行われる支給認定から適用することとしたので通知する。また、改正の概要は別添2のとおりであるので、御了知いただきたい。

貴職におかれては御了知のうえ、貴管内関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

別添 1

(新規追加)	332 膠様滴状角膜ジストロフィー	別紙 1
(新規追加)	333 ハッチンソン・ギルフォード症候群	別紙 2

改正の概要

別添2

要再確認：改正後診断基準で再確認することが、特に必要と考えられる疾病

要追加情報：改正後診断基準で再確認する際に、追加情報が必要となる可能性がある疾病

別紙 の番号	告示上 の疾病	(改正前疾患名) 疾患名	主な改正内容	改正理由	要 再確認	要 追加情報
1	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-	・指定難病の新たな指定	-	-
2	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	・指定難病の新たな指定	-	-

・指定難病の新たな指定に伴う改訂：「332.膠様滴状角膜ジストロフィー」「333.ハッチンソン・ギルフォード症候群」